

このコーナーでは、ACPFの活動紹介、実施した過去の行事、フォーラム内容の再録など、会員の皆様の参考となる情報を提供します。第1回は、2019年6月4日（火）に実施したACPFフォーラムにおける「日本は中世の刑事司法か?!」のご紹介です。

## 日本は中世の刑事司法か?!

第4回（最終回）です。次のカルロス・ゴーン被告人の主な主張

- (1) 有罪率 99.4%の日本の刑事裁判実務下では正当な裁判を受けられない。
- (2) 勾留期間が長く、否認だと保釈されない「人質司法」である。
- (3) 取調に弁護人立会がなく自白を強要された。
- (4) 正義から逃げたのではない、政治的迫害・日産の陰謀から逃れた。

のうち、今回は(4)についてです。しかし、これは彼の政治的主張に近いものなので、反論する必要はなく「ああ、そうですか」と受け止めるだけでよいでしょう。ここでは、司法に関する西洋と東洋の違いを「言語」を通してみると面白いことが分かるという意味で、述べていきます。

### 1) 西洋言語に見る「司法」

まず、日本が明治時代に倣ったドイツでは、recht という言葉がキーになります。英語で言えばright ですから、「正しい」という意味になりますし、御存知のとおり「権利」という意味もあります。それどころか、recht は「法」という意味もあるということです。この辺りは民事訴訟法の大家三ヶ月章著「法学入門」（弘文堂）を読むと良く分かります。そして、裁判所はドイツ語でGericht。やはり recht が richt という形で入っています。更に言うと、「判決を下す」は recht sprechen で、法・権利・正義を語る、或いは語られる法・権利・正義ということになるのでしょうか。

次に英語を見ると、例えば司法省は、Department (Ministry) of Justice となっています。やはり Justice・正義という意味が入っています。裁判所のことは the court であり、特段どうとい



ACPF 副理事長・事務局長

山下 輝年

(公証人・渋谷公証役場)

うことはありませんが、「裁判官」という言葉に特徴があります。普通は Judge ですが、最高裁判官は Justice で、長官は Chief Justice と呼ばれています。まさに正義の体現者というところでしょうか。いずれにしても、場所又は人が、正しいこと、つまり正義を行う場所という語感があるように思えてなりません。また、ドイツ語でも英語でも、裁判所や裁判官という言葉をお口にすると、常に「正義」と口に出していることとなります。

なお、日本の法務省は英語で Ministry of Justice と呼んでいます。これは第二次世界大戦前、司法省の傘下に裁判所と検察が存在するという大陸法系の組織であり、裁判所が存在したため、「司法省」と呼ばれ、英語の Justice が入っていたからです。戦後に裁判所が独立したために、「司法」を名乗るのが不適切となり、「法務省」となりましたが、英語表記はそのまま引きずっているだけでしょう。

### 2) 東洋言語に見る「司法」

これに対して、東洋言語ではどうでしょうか。東洋言語と言っても漢字圏になりますが、日本・中国・韓国・ベトナム（越南）・台湾では「司法」という用語が使われています。その語句自体は単に「法を司る」という意味しかありません。欧米諸国の言語に存在した「正義」という意味がすっかり抜け落ちており、単に、法律を扱うということは、法律をいじくり回すという雰囲気さえないでもないのです。

この言語の意味が持つ差が無意識のうちに

人々に与える影響は案外大きいのではないでしょう。喋るたびに、正義、正義と言っているのと同じであるのが欧米諸国。しかし、日本語・漢字圏では、喋っても喋っても法律を扱うという意味しか出てこないからです。明治時代におびただしい翻訳(造語)ができたことは御存知でしょう。例えば、民法、憲法、権利、裁判所、変わったところでは「恋愛」もこの時期にできたそうなのです(岩波新書「翻訳語成立事情」参照)。その中で、この「司法」の訳語は、欧米諸国の概念を的確に表したものとは言えないと思います。

しかし、更に見方を変えれば(或いは皮肉で言えば)、もしかしたら当時の実情に合った秀逸の造語だったのかもしれませんが。というのは、そもそも日本を含めてアジアでは「裁判所が正義を行う」という発想がなかったと思うからです。おそらく、正義は、天(お天道様)、徳のある皇帝や王様、或いは首長、村長(むらおさ)によって行なわれるものというのが、アジアの感覚ではなかったでしょうか。つまり、裁判所以外でも正義の実現は可能で、そういう意味で誰もがそれに貢献できる、という発想があったために、司法とか裁判所(官)に正義の意味を言葉として入れるのはおこがましいと感じたのではないか、という憶測です。

村上淳一著「法の歴史」(東京大学出版)には、江戸時代の武士の家訓の話が出てきます。簡単に言うと「非理法権天」という力関係の序列があり、「非」=非道、「理」=道理、「法」=法式・法律、「権」=権威・権力、天=天道(超権力)と言い換えると分かり易いのですが、それぞれの力関係が「非<理<法<権<天」であることを意味します。権力が法式・法律よりも強いと位置付けられているところがミソです。現代社会にも残っているはず。例えば、或る組織で「喫煙スペース以外は禁煙」というルールを作ったとします。それを破るのは、上司や幹部であることが多く、自室で喫煙して部下にやんわりと注意されても「まあそう固いことを言うなよ」と言って終わりになる。こういう光景は、皆さんの近くになかったで

しょうか。この話を中国・韓国・ベトナムの人にすると、笑みを浮かべながら頷きます。要するに、法律は権力よりも下に置かれ、支配・統治の道具でしかないという意識が高いためでしょう。しかし、その権力も天には勝てないわけで、あまりにもひどい統治をしますと天が罰するという形でその支配が終わります。天と言いましても、結局は民心が離反するために一揆や革命が起こるわけですから、現在流に言えば、市民による支配が「極限的には」機能していたとも言えるわけです。これを「非<理<法>権<天」又は「非<理<法=権=天」となれば西洋流の「法の支配」となるのかもしれませんが。

### 3) 正義は裁判所で行われる

この連載の第1回目で、西洋諸国の起訴基準が日本とは違って、一定程度疑わしければ起訴して裁判所に判断してもらおうという考えであるからではないかと述べました。それは、今回の1)で述べたこと、つまり言語そのものからも分かる通り、「裁判所が正義を行う」「正義は裁判所で行われる(実現されるべき)」という考えが根差しているからだと思います。であるからこそ、彼らは訴訟を権利の実現場所と考えるし、日本のように「裁判沙汰」というような否定的な響きはないのでしょう。そして、日本の検察官が裁判所と同じ判断基準(合理的な疑いを容れない程度の証明)で起訴し、有罪率が高いことは、頭では分かるが、本当の意味で腑に落ちていないのではないかと思うのです。

最後に、日本人が考える正義は、「正義の実現」という表現で分かる通り、「正義に適う結果」がどこかにあり、それを達成するというニュアンスがあります。対して英語では Do Justice と言います。「正しいことを行う」(正義を行う)でしょうが、そこには結果よりも手続的に正しいことを行うというニュアンスがあると考えています。

今回の逃亡劇は、司法手続を通した Do Justice を実践せず、その手続を通して得られる Justice をも否定したものと言えるでしょう。(了)